

令和8年3月31日
農林水産省
経済産業省
国土交通省

ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令及び堰事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令について

1. 背景

第217回国会で環境影響評価法の一部を改正する法律（令和7年法律第73号。以下「改正法」という。）が成立し、同法において環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「アセス法」という。）が改正され、アセス法第53条を1条繰り下げることとされた。

改正法の一部の施行に伴い、アセス法第53条を引用するダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年厚生省・農林水産省・通商産業省・建設省令第1号）及び堰事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年厚生省・農林水産省・通商産業省・建設省令第2号）において所要の措置を講じる必要がある。

2. 概要

今般の改正法の一部の施行により条ずれが生じるアセス法第53条を引用している以下の省令の規定について、条ずれの措置を行う。

- ・ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令第4条第1項2号ロ（7）
- ・堰事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令第4条第1項2号ロ（7）

3. 今後のスケジュール

公布：令和8年3月31日

施行：令和8年4月1日 ※改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行日